令和3年度

政委第3-22号

2022年版六ヶ所村勢要覧作成業務

仕 様 書

六ヶ所村 政策推進課

2022年版六ヶ所村勢要覧作成業務 仕様書

この仕様書は、2022年版六ヶ所村勢要覧作成業務に適用するものである。

- 1 事業番号 政委第3-22号
- 2 事業名 2022年版六ヶ所村勢要覧作成業務
- 3 事業目的

六ヶ所村では、村の概要や特徴を村内外へ向けて発信するため、定期的に村勢要覧を作成しており、2022年版村勢要覧を作成するにあたっては、村の現在の姿、いきいきと暮らす村民の表情、歴史や風土等、村の概要をビジュアル的にわかりやすく説明・紹介し、魅力的なまちづくりの推進を行っている様子が伝わる新要覧の制作を行う。

4 業務内容

業務の内容は、六ヶ所村勢要覧作成に係る業務一式で、概ね下記のとおりとする。

(1) 企画·編集

掲載内容

本文 観光 ①歴史(遺跡、出土物、伝承等)

- ②文化(村民文化祭、神楽等)
- ③交流(国際交流等)
- ④祭り・イベント (フェスティバル、産業祭り、泊例大祭等)
- ⑤自然(物見崎灯台、泊海岸、マテ小屋、高瀬川等)
- ⑥エネルギー (原子燃料サイクル、核融合研究所、風力発電等)
- ⑦科学(環境研、量子科学センター、東北大学RIセンター等)

産業 ⑧観光・物産(ろっかぽっか、六旬館等施設、村特産品等)

- ⑨農業・畜産(長いも、ごぼう、米、酪農等)
- ⑩漁業(さけ、イカ漁、うに・あわび養殖等)
- ⑪商工業(宝栄工業、永木精機、花工房他誘致企業等)
- 暮らし 迎教育(各学校の活動、海外体験学習、公民館講座等)
 - ③健康・福祉(医療センター、福祉施設、ろっぷ、各施設等)
 - 迎安全(原子力防災訓練、消防、警察等)
 - (5)定住(レイクタウン北地区、移住支援等)
 - ⑥行政・議会
 - ⑩村民憲章・村長あいさつ

資料編 歴史年表、むつ小川原開発・開発の経緯、各種統計(土地、気象、人口、水道、保 健・衛生、村民所得、漁業、教育)、文化財一覧、行政機構、歴代村長・副村長(助 役)・会計管理者(収入役)・教育長・議長・副議長一覧、財政

その他 請負者からの企画提案や協議によって、上記内容は変動する場合がある。

(2) 原稿作成

英語版及び韓国語版の作成にあたって、翻訳は請負者が行うこととする。

(3) 写真撮影等掲載内容収集(カラー約150点)

契約前に行われた行事等の写真及び中止となったイベント等の写真については村から提供し、契約後撮影可能箇所については撮影することを基本とする。撮影日数は概ね7日とする。

(4) 印刷製本業務

頁数 詳細版 44頁程度(A4判)、概略版 24頁程度(A4判)

紙質 【詳細版·日本語版】

表紙・裏面:コート紙四六判135kg、片面P・Pツヤ加工、無線とじ

本文:コート紙四六判90kg、カラー32頁程度

資料編:色上質紙厚口一色8頁程度

【概略版・日本語版】

表紙・裏面:コート紙四六判135 kg、片面P・Pツヤ加工、中綴じ本文(資料編内容含む):コート紙四六判90 kg、カラー20頁程度

【概略版・英語版】

表紙・裏面:コート紙四六判135 kg、片面P・Pツヤ加工、中綴じ本文(資料編内容含む):コート紙四六判90 kg、カラー20頁程度

【概略版・韓国語版】

表紙・裏面:コート紙四六判135 kg、片面P・Pツヤ加工、中綴じ本文(資料編内容含む):コート紙四六判90 kg、カラー20頁程度

校正 モノクロ校正3回、色校正1回

部数 【詳細版・日本語版】 3,000部

【概略版・日本語版】 1,000部

【概略版・英語版】 500部

【概略版・韓国版】 500部

(5) データ納入

この委託業務により取得・作成した下記のデータを納入すること。

- ① 写真データ
- ② 詳細版、概略版のPDFデータ (Windows版)
- ③ 詳細版、概略版の原版データ(イラストレータ・インデザイン等)
- (6) 納期 令和4年3月19日
- (7) 納入場所 六ヶ所村役場 政策推進課
- (8) その他、業務執行に関して必要な事項

5 契約期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで

6 契約方法

六ヶ所村財務規則による。

7 提出書類

- (1) 着手届(着手後7日以内)
- (2) 業務主任者届(契約締結後7日以内)
- (3) 打合せ簿(完了時)
- (4) 完了届(完了の日から5日以内)
- (5) 納品書(納品時)
- (6) 引渡書(検査合格後)
- (7) 請求書(検査合格後)

8 著作権

この委託業務により取得した一切の著作権(著作権法第21条から第28条)は六ヶ所村に帰属する。

9 その他

疑義が生じた場合、若しくは本仕様書に示されていない事項であっても、当然実施される べき事項については、担当職員と協議すること。